



第1回会合における構成員等からの主なご意見

2024年3月18日
事務局

1. 位置づけ	<ul style="list-style-type: none">■ 現行のSPIの内容については既に外部送信規律として法制化されたところ、それを遵守させるだけの内容では意味がなくなってしまうため、SPIとして意味のあるもの、ベストプラクティスとしてあるべき。【森構成員】■ SPIがベストプラクティスである以上、外部送信規律より上乘せされたものであるべき。同意取得やオプトアウトなど、より利用者がコントロールできるような形とすることが考えられるのではないか。【呂構成員】■ 法令で求めることが難しかったことから、外部送信規律は現行のような内容になっているが、SPIにおいてベストプラクティスを模索するべき。【呂構成員】■ 法令より一歩進んだレベルを求めつつも、有効性・実効性が乖離しないようにするべき。先進的な内容にして、実務がついていかなくなってしまうのは問題であり、一方で実務に合わせすぎた結果、民間に主導されて時代遅れにならないようにする必要もある。【江藤構成員】
2. 国内制度の反映	<ul style="list-style-type: none">■ 国内制度の反映は必ずやる必要がある。個人情報保護法と電気通信事業法とでバラバラに規律されている面があり、事業者や消費者から分かりづらくなっていることから、その対象について整理するべきではないか。【寺田構成員】

3. 諸外国等の動向を踏まえた対応

- 諸外国と比べ、日本の個人情報保護に関わる規律は、ハードローにおいては必要最低限のものとなっていることから、ソフトローの部分も含めてユーザ保護を考えていくことは重要。【生貝主査代理】
- トラッキングに同意しなければサービスを使えないという、トラッキングウォールに対する諸外国の対応についても参照していくべき。【生貝主査代理】
- プロファイリングのあり方については、GDPRは上乘せの規定があり、その点視野に入れるべき。【生貝主査代理】
- 日本においては、GDPR適用開始後のプラクティスの変更があまり参照されていないので、見ていく価値があるのではないか。【生貝主査代理】
- 日本の個人情報保護法制では青少年について特別な規定が置かれていないが、青少年や脆弱な個人の保護、要配慮個人情報の取扱いについて、ソフトロー面で考えていく必要があるのではないか。【生貝主査代理】
- ダークパターンは利用者による意思決定を阻害していると考えられるが、そのことについてどう考えるか。【生貝主査代理】
- サービスの性質（プラットフォーム系、プロファイリング系）やユーザ数に応じた規律強度の区分についても考えてもよいのではないか。【生貝主査代理】
- プロファイリングやAIの位置づけをどう考えていくかについて、意識する価値があるのではないか。【生貝主査代理】
- 英国においてモバイルエコシステムに関する検討が進んでおり、アプリストア一般の行動規範がある。今後の環境変化を見越して、アプリストアにおける規範についても検討する価値があるのではないか。【生貝主査代理】
- 日本の法制度がグローバルに遅れている面があるので、あるべき姿を目指し補う必要がある。【寺田構成員】
- EUでは同意の必須化、米国ではオプトアウトの必須化が進むほか、欧米や国際標準ではリスクマネジメントの考え方を重視する潮流がある。子供の情報も含め、グローバルでは規制強化が進んでいるところ、国内にもその潮流を取り込んでいく必要がある。【寺田構成員】
- 海外のサービスを消費者や子供が安心して使えるように、海外の動向とも釣り合いを取りながら検討していくべき。【木村構成員】
- 欧州はハードローとソフトローを使い分けているが、その使い分けを見つつ、SPIでも考慮していくべき。【江藤構成員】

<p>4. 民間の取組を踏まえた対応 - 総論</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ AppleやGoogleがプライバシーポリシーに関するルールを設定しているのだから、SPIではプライバシーポリシー以外の方法での保護のあり方について考えるべき。ダークパターンの禁止、広告IDによる横断的なトラッキングをオプトインとすること、子供や脆弱性のあるユーザの情報の取扱いなど。【森構成員】 ■ プライバシーの保護レベルについて、AppleやGoogleのプライバシーポリシーやiPhoneにおけるATTなどをデファクトスタンダードとしてベンチマークにするべき。モバイルエコシステムに関する検討が進んでいるが、プライバシーやセキュリティのための事業者の取組がベンダとの関係で競争阻害的であるという指摘がなされているところ、どのようなレベルが不当であるのか、今後議論になるのではないかと思う。iPhoneにおける保護レベルが切り下げられないようにするべき。【森構成員】
<p>4. 民間の取組を踏まえた対応 - プライバシーポリシーのあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在では、スマホアプリではプライバシーポリシーの掲載が当たり前となっているため、必須としても良いのではないか。【小竹氏】 ■ プライバシーポリシーの適用対象が会社やサービス全体となっているケースが主流になってきており、個別のアプリにおける利用者情報の取扱いがわかりにくくなっているため、個別のアプリごとに記載するべきではないか。ただし、その際はアプリ提供者側の負担についても考慮した上で、検討する必要があるのではないか。【小竹氏】 ■ プライバシーポリシーの概要版の掲載が浸透していないところ、利用者にとってわかりやすく容易に理解できる環境を整えることが重要ではないか。【小竹氏】 ■ 利用者から情報を取得していない場合には、その旨をプライバシーポリシーに記載するか、通知が必要なのではないか。【小竹氏】 ■ プライバシーポリシーの掲載事項については、時代に合わせて再考してもよいのではないか。特に、第三者から情報を取得していることや、それを自社の情報と統合していること等を記載する事業者が増えてきているところ、それらも記載項目に加えて良いのではないか。【小竹氏】 ■ プライバシーポリシーがアプリ別の掲載になっていない点は課題に感じており、アプリ別に掲載することをベストプラクティスとして示しても良いのではないか。【太田構成員】 ■ プライバシーポリシーやアプリストアにおける表示について、現行は自己申告の内容になっている。記載内容と実態があっているのか、評価する必要があるのではないか。【太田構成員】 ■ 過去にユーザアンケートなどもしていたが、利用者に対して情報提供することは前提として必要であるものの、単に情報提供するだけでは十分に理解されないのではないか。利用者が当事者意識を持ってコントロールできるようにするべき。【呂構成員】 ■ SPIの策定当初から時代が変わっており、プライバシーポリシー以外の保護のあり方について考える必要がある。【山本主査】

<p>5. その他 - SPIの対象スコープ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行のSPIはスマホのアプリがメインとなっているが、Webについても深掘りが必要ではないか。アプリ内の情報収集モジュールについては言及があるものの、アプリ内のWeb画面やウェブブラウザはあまり着目されていない。外部送信規律との関係でも、これらについて検討する必要があるのではないか。【太田構成員】 ■ タブレットやスマートウォッチ、スマート家電、コネクテッドカーなど、スマホ以外のデバイスを対象にする必要はないか。そのままSPIを対応させることは難しいかもしれないが、例えばスマホと違いがあるのか、どのような点が共通しているか、調査検討する必要があるのではないか。【寺田構成員】 ■ スマホで取得したデータを収集してマーケティングする事業なども広がってきているところ、それらにも目配りする必要があるのではないか。【寺田構成員】 ■ スマホのWebについても対応が必要という太田構成員の意見に同意。SPIの策定当時はスマホアプリが外部に情報を送信していることが怖いという報道がなされており、スマホの普及に差し障りがないよう、SPIが策定されたところ、Webにおいても当然対応されるべき。【森構成員】 ■ 新しい端末が登場したときに繰り返し議論することが必要とならないように、端末が変わってもカバーできるようなものであるべき。【木村構成員】
<p>5. その他 - ダークパターン、プロファイリングについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ IDFAは利用者の同意を取っているものの、ダークパターンと見受けられるものがある印象である。どのようなものがダークパターンに当たるのか、SPIで例示しても良いのではないか。【太田構成員】 ■ プロファイリングそのものが問題というわけではないが、例えばどういったプロファイリングをしてはいけないのかなど、例示する必要があるのではないか。【寺田構成員】

<p>5. その他 - モニタリングについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ログイン・非ログインユーザの違いについて強調されているが、アカウントの有無によっても違いが生じることについて留意が必要。【太田構成員】 ■ 情報の取得にあたり同意を得ているものについて、有効な同意となっているか、モニタリングが必要ではないか。【太田構成員】 ■ モニタリングを行う上では、KPIなどを設定して事業者を評価する必要があるのではないか。【寺田構成員】 ■ 非ログインユーザについて、自身の情報を取得されたくないからこそ非ログインの状態で使っているユーザもいると考えられるので、オプトアウトや通知等の対応はログインしている場合と同等以上であるべきではないか。【寺田構成員】 ■ 委託先管理について、明確な指針を設定してモニタリングする必要がある。【寺田構成員】 ■ 現状ではモニタリングがうまく機能しておらず、これは広告事業者の保護を目的とした透明化法を根拠とするものであるため。これは利用者情報の保護とはマッチしないことから、利用者情報の保護を目的とした透明化法を作り、モニタリングを義務化するべきではないか。【森構成員】
<p>5. その他 - 同意のあり方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同意取得は必ずしも万能ではない。同意取得をするに当たっては、利用者に通知がされているのか、有効範囲はどうかといった観点が必要になるため、同意さえ取っていけば問題無いという風潮があるところ、改めて検討する必要があるのではないか。【寺田構成員】 ■ 同意のあり方については、同意の有効性が厳密に審査されるべきなのであって、同意には意味がないから同意取得をする必要がない、という議論になってはならない。同意が事後的に無効になり得ることが認識されればよく、同意によって本人の自己決定を確保することは依然として価値のあることである。【森構成員】 ■ 何に同意をしたのかが理解できるように、利用者に対する透明性が確保されることが重要。【木村構成員】 ■ 子供は責任主体にならないので成年の同意とは同列にはならず、子供を消費者として捉えることを改めるべきではないか。【江藤構成員】 ■ 同意は一回限りではなく撤回できるはずであり、その適正性が確保されるべき。【江藤構成員】 ■ 同意や自己決定がプライバシーの本質的な要素ではないという潮流もある。プライバシーポリシーや同意が形式化して、事業者の免責のためのものとなっていないか。形式的ではなく、実質的な保護のあり方、直感的に自身の情報の取扱いが感じられるようにすることが必要ではないか。【山本主査】

5. その他 - その他

- サードパーティークッキーをセキュリティ確保のために活用する場合など、セキュリティはプライバシーを一部阻害する側面もあると考えられるところ、どこまでがセキュリティのために必要なのかという点は議論・情報収集すべき。【太田構成員】
- 法律上の義務がある事項と望ましいとされている事項は、区別して書き分ける必要がある。【寺田構成員】
- 民間の事業者や団体は、グローバルの規制やApple・Googleの規制に合わせるだけでなく、消費者の意見や意識変化も取り入れながら取組を進めている。こういったことを後押しするような意識や根拠が必要なのではないか。【寺田構成員】
- 事業者と利用者とは情報格差があることから、相談先や対応方法について明記するべき。【木村構成員】
- 事業者のイノベーションの観点からは、個々のアプリ提供者の競争力にも配慮する必要がある。その点、グローバルスタンダードに合わせる形とすることで、ソフトローにより事業者の競争力が削がれないよう留意する必要がある。【江藤構成員】

① スマートフォン上のプライバシー対策：スマートフォン利用者情報取扱指針（SPI）見直しに向けて 17

スマートフォン上のプライバシー対策について、外部送信規律の法制化、情報収集モジュール等の情勢変化を踏まえ、スマートフォン利用者情報取扱指針を見直すべきか。

項目案	論点案
1. 位置付け	<ul style="list-style-type: none">法的拘束力のないベストプラクティスであることを踏まえ、法令から、一歩進んだレベルを目指すべきであるとの意見があるがどう考えるか
2. 国内制度の反映	<ul style="list-style-type: none">SPI最終改正（平成29年）以降の国内制度整備の状況を反映させるべきではないか （例）個人情報保護法改正（R2）個人関連情報の第三者提供規制等 電気通信事業法改正（R4）外部送信規律等
3. 諸外国等の動向を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none">諸外国や国際標準の動向を踏まえ、SPIに追加等が必要な事項はあるか （例）子どもの利用に適したプライバシープラクティス 等
4. 民間の取組を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none">民間の先進的な取組等を踏まえて、SPIに追加等すべき事項はあるか （例）利用者を識別する情報の取扱い 等
5. その他	<ul style="list-style-type: none">現状のSPIに規定しているアプリ提供事業者、情報収集モジュール提供事業者、アプリ提供サービス運営事業者、OS事業者を対象とすることでよいかその他SPIの見直しにあたり検討すべき事項はあるか